

賃金構造基本統計と毎月勤労統計の比較について（案）

1 背景

賃金構造基本統計については、平成 28 年度に統計委員会による未諮問基幹統計に関する審議の対象となり、その結果については「平成 27 年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（平成 28 年度下半期審議分）」（平成 29 年 3 月 31 日総務省統計委員会）においてとりまとめられたところであるが、この中の指摘事項として以下のものが含まれており、対応が必要となっている。

（課題解決に向けた今後の取組の方向性）

- ・ 本統計と他の賃金統計（毎月勤労統計）との比較により、本統計の特徴を明らかにし、その特徴を統計利用者に提供していく必要がある。また、より正確な統計間の比較を行うため、各統計の調査対象範囲を揃えて比較する必要がある。（可能なものから順次実施）

2 両調査の対象範囲と留意点

(1) 調査対象範囲

賃金構造基本統計調査と毎月勤労統計調査とでは調査対象範囲が異なる。賃金構造基本統計調査は、調査対象を常用労働者数 10 人以上の民営事業所及び 5～9 人の民営事業所であって企業規模が 5～9 人のもの、並びに、行政執行法人及び地方公営企業等の常用労働者数 10 人以上の事業所としている。毎月勤労統計調査においては、調査対象を常用労働者数 5 人以上の事業所としている。

(2) 民営・公営の区分

賃金構造基本統計においては、常用労働者数 10 人以上の民営事業所を対象として作成した統計が主である。調査産業計と一部の産業大分類については、行政執行法人及び地方公営企業等を加えた統計を作成している。なお、行政執行法人は事業所母集団データベース上は民営として扱われている。

毎月勤労統計においては、民営・公営を分けた統計は作成していない。調査対象事業所情報として民営・公営の区分の情報をもつ必要性がないため、過去の民営・公営の情報は整備されていない。

なお、調査対象のうち常用労働者数 30 人以上規模の事業所が抽出に使っている事業所母集団データベースに基づく年次フレームにおいては、民営・公営の把握がなされている。

(3) 抽出及び復元方法

賃金構造基本統計調査においては、事業所を第 1 次抽出単位、労働者を第 2 次抽出単位とする層化二段抽出法により抽出を行っている。事業所については、都道府県・産業・事業所規模により層化して系統抽出を行っており、労働者個人については、抽出された事業所において産業・事業所規模別に定められた抽出率に従い事業所が抽出を行っている。また、復元には事業所及び個人の抽出率の逆数を用いている。

毎月勤労統計調査においては、常用労働者数 30 人以上の事業所は、事業所を単位とする層化抽出法、常用労働者数 5～29 人の事業所は、調査区を第 1 次抽出単位、事業所を第 2 次抽出単位とする層化二段抽出法により抽出を行っている。また、復元には回収した調

査票の労働者数の合計と前月調査結果の推計労働者数から算出した比率を用いている。

(4) 集計対象の範囲

賃金構造基本統計においては、一般労働者に係る統計では、実労働日数が18日以上、1日当たりの平均所定内実労働時間数5時間以上のものについて集計対象としている。

同様に、短時間労働者に係る統計では、実労働日数が1日以上、1日当たりの平均所定内実労働時間数が1時間以上9時間未満のものについて集計対象としている。

毎月勤労統計では上記のような集計対象の限定はしていない（できない）。

(5) 集計方法

賃金構造基本統計においては、短時間労働者に係る統計は、1か月単位ではなく、1時間当たり所定内給与額、1日当たり所定内実労働時間数等として作成している。

毎月勤労統計においては、パートタイム労働者についても事業所の労働者全体で合わせた給与額や労働時間等について調査を行っており、1か月単位での統計として作成している。

賃金構造基本統計調査においても、1か月分で給与額や労働時間を調査していることから、短時間労働者についても一般労働者と同様に、1か月単位での給与額、労働時間を集計することは可能である。

※ 賃金構造基本統計調査における「短時間労働者」と、毎月勤労統計調査における「パートタイム労働者」の定義は同じである。

3 対応案

以上を踏まえ、本指摘を踏まえた対応として、まずはそれぞれの調査票情報を用いて以下の特別集計を行い、その結果を比較してみよう。

なお、以下については、一般労働者・短時間労働者（毎月勤労統計調査では「パートタイム労働者」。以下同様。）の別に行うものとし、毎月勤労統計調査については6月分のデータを用いるものとする。

○賃金構造基本統計調査

- ・ 常用労働者数30人以上の民営事業所（賃金構造基本統計調査における区分であり、行政執行法人は含まない）に限定した集計を行う。
- ・ 短時間労働者については、一般労働者と同様に1か月当たりの集計を行う。
- ・ 公表値の集計において行っている集計対象の限定（一般労働者では、実労働日数が18日以上、1日当たりの平均所定内実労働時間数5時間以上のものについて集計対象とする、など）は行わない。

○毎月勤労統計調査

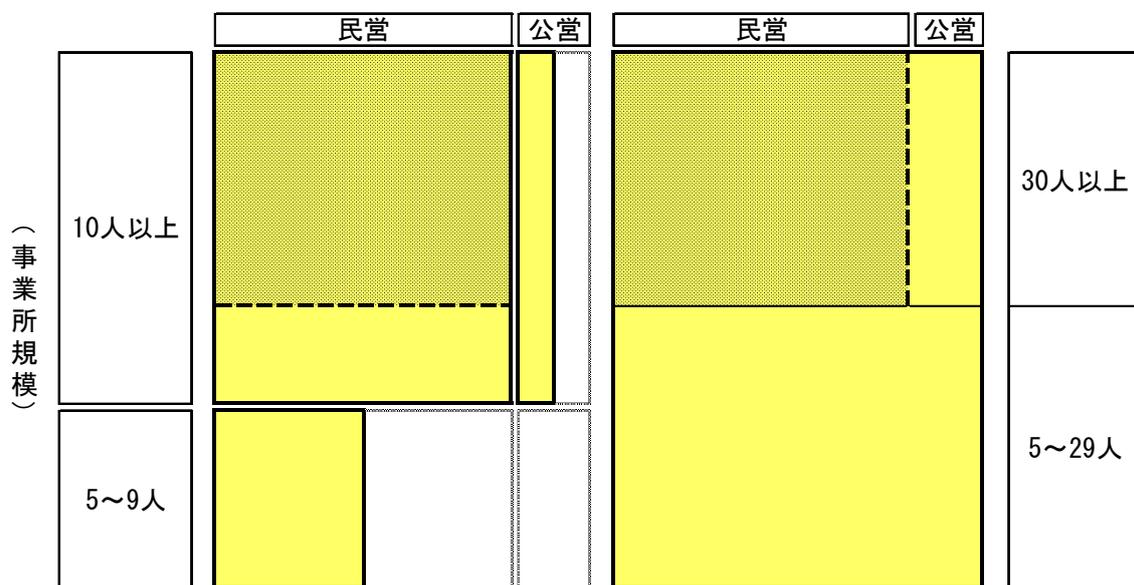
- ・ 常用労働者数30人以上の民営事業所（賃金構造基本統計調査における区分に合わせ、行政執行法人を除く）に限定した集計を行う。

この際、復元に用いる推計比率については、民営に絞り込んだ場合のものを算出することが困難であることから、通常集計に用いている推計比率を代用する。

(イメージ図)

(賃金構造基本統計調査)

(毎月勤労統計調査)



- ※1 網掛けの部分について集計して比較する。
- ※2 上図では、行政執行法人は「公営」に含む。
- ※3 黄色着色部分は、各調査の対象範囲。